

手数料一覧表
＜特別評価方法認定のための試験＞

1. 特別評価方法認定に係る手数料

申請1件につき、次の表の(い)の欄に掲げる認定の区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計額

(単位:円 税込)

(い)		(ろ)	(は)
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定		319,000円	44,000円
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定	構造の安定に関する性能表示項目として国土交通大臣が定めるものに係る認定	床面積の合計が500m ² 以内のもの	407,000円
		床面積の合計が500m ² を越え、3,000m ² 以内のもの	638,000円
		床面積の合計が3,000m ² を越え、10,000m ² 以内のもの	946,000円
		床面積の合計が10,000m ² を越えるもの	1,221,000円
上に掲げる認定以外のもの		396,000円	55,000円
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定		506,000円	55,000円
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定		506,000円	55,000円

2. 次に掲げる場合の手数料は、前記1の規定にかかわらず次に掲げる場合の区分に応じ、(1)から(3)に定める額とします。

(1) 建築基準法第68条の2第1項の構造方法の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるもの(以下において「技術的認定等」という。)を受けた特別評価方法(建築材料又は構造方法に係るものに限る)について認定を受けようとする場合

申請1件につき、表の(い)欄に掲げる認定の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に2分の1を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額

(2) 技術的認定等を受けた特別評価方法(試験方法又は計算方法に係るものに限る)について認定を受けようとする場合

申請1件につき、表の(い)欄に掲げる認定の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に3分の2を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額

(3) 1の申請において、表の(い)欄に掲げる2以上の認定の区分について認定を受けようとする場合

それぞれの認定の区分に係る(ろ)欄に掲げる額((1)に規定する場合にあっては(ろ)欄に掲げる額に3分の2を乗じた額)の合計額及びそれぞれの認定の区分に係る(は)欄に掲げる額のうち最も大きい額の合計額を加算した額